

別紙 4

保守メンテナンス仕様書

駐車場管理システムの機器保守メンテナンスに係る基本仕様は次のとおりとし、保守内容については提案とする。なお、提案内容は機器ごとにまとめること。

- (1) 墨名駐車場及び出水駐車場の駐車場管制設備機器が支障なく運営できるように、定期点検を実施すること。
- (2) 最低3ヶ月毎に定期点検を行い、市に報告書を提出すること。
- (3) 定期点検を実施する場合は、市へ事前に点検日時を通知すること。
- (4) 今回設置された機器が故障等緊急時には緊急対応を行うこととし、これに係る出張対応費等は保守費用に含めること。
なお、故障等で部品交換が発生する場合、部品代等経費については別紙1 責任分担表のとおりとする。
- (5) 緊急対応は9時から17時の間とし、時間外に発生した故障等については、翌営業日速やかに対応できる体制とすること。また、緊急での修理が必要となった際は、速やかに市の担当者に報告を行うこと。
- (6) 駐車場管理システムへの対応において、修理、点検に携わる技術員に関しては、メーカー社員もしくは修理、点検に携わる技術員に必要な教育を受けた業者が行うこととし、その内容については提案すること。